

「第3次三重県手話施策推進計画」中間案（案）の概要

1. 計画策定の背景

三重県における手話施策をさらに推進するため、平成 29 年度から令和 2 年度にかけては三重県手話施策推進計画に基づき、また令和 3 年度から令和 5 年度にかけては第 2 次三重県手話施策推進計画（以下「現計画」という。）に基づき、総合的かつ計画的に施策を展開してきました。

今回、現計画が令和 5 年度に終期を迎えることから、現計画における取組の検証や、手話を取り巻く環境の変化をふまえて、第 3 次三重県手話計画（以下「次期計画」という。）を策定するものです。

2 計画の基本方針

現計画で残された課題と手話を取り巻く環境の変化をふまえつつ、現計画の基本理念、施策体系を継承し、次期計画を策定することとしました。

(1) 計画の位置付け

次期計画は、条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定します。

(2) 計画の期間

次期計画は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の一部を構成することから、計画期間については、「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2024 年度～2026 年度—」と同様に、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

(3) 計画の基本的認識及び基本理念

<基本的認識>

手話とは、「独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたもの」であり、「ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語」です。

<基本理念>

上記 2 つの基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現をめざします。

(4) 計画の施策体系

条例に定められた 6 つの基本的施策を柱として取組を進めます。また、数値目標を設定して進行管理に活用し、PDCA（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより施策を推進していきます。

3 新計画の概要及び重点ポイント

現計画の目標の進捗状況や課題等をふまえつつ、手話に関する施策を引き続き推進していく必要があることから、現計画の基本理念、施策体系等の基本的な部分は継承します。なお、重点ポイントは以下のとおりとします。

(1) 情報の取得等におけるバリアフリー化等

遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、感染症の拡大防止や災害時だけでなく、手話通訳者の確保が困難な遠隔地でのイベント開催時など、利用範囲を拡大することで利用促進を図るとともに、電話リレーサービスの周知啓発により、ICTを活用した意思疎通支援体制の拡充を図ります。

災害時にろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、「災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定」に基づき、協定締結市町との連携について検討を進めます。

(2) 手話通訳を行う人材の育成等

手話通訳者養成講座について、県内の大学等への広報を強化し、若年層を中心に幅広い年代でより多くの手話通訳者の養成・確保を進めるとともに、ろう者が手話通訳者の派遣による意思疎通支援を適切に受けることができるよう体制の強化に取り組みます。

(3) 手話の普及等

言語である手話を大切にし、次代を担う子どもたちを含めた多くの方に対して手話に興味を持ってもらえるよう、県民向けの手話講座の実施回数の拡充など、さまざまな機会を捉えて普及啓発に取り組みます。

また、小中学校の総合的な学習の時間や、高等学校の学校設定科目を活用し、児童生徒が手話に接し、手話を学習する機会をつくり、手話についての理解啓発を図ります。

(4) ろう児等の手話の学習等

ろう児が手話により様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般をととした手話の学習、手話による情報の提供に取り組むとともに、保護者に対する手話講習会や手話に関する相談等を実施します。

(5) 事業者への支援

事業者がろう者に対しサービスを提供する時やろう者の雇用時において、手話の使用に関して合理的な配慮を行えるよう、事業者への支援に努めます。

(6) 手話に関する調査研究の推進

(一社)全国手話通訳問題研究会が行う手話通訳者の雇用環境に関する実態調査をはじめ、ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力します。